第51回

定時株主総会
継続会開催のご案内

日時 2020年７月30日（木曜日）
午前11時

場所 東京都多摩市永山六丁目21番１号
当社４階 会議室

第51回定時株主総会

継続会開催のご案内…… 1
事業報告…… 4
連結計算書類……16
計算書類……18
監査報告書……20
株主総会会場ご案内図

国際計測器株式会社

証券コード　7722

(証券コード 7722)
2020年７月15日

株　主　各　位

東京都多摩市永山六丁目21番１号
国際計測器株式会社
代表取締役社長　松　本　博　司

第51回定時株主総会継続会開催のご案内

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会の継続会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、ご出席の際は、お手数ながら同封の**「第51回定時株主総会継続会出席票」**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2020年６月29日開催の第51回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第51回定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一となります。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年７月30日（木曜日）午前11時(受付開始予定時刻　午前10時)

2. 場　　所　東京都多摩市永山六丁目21番１号
当社　４階　会議室(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項　第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類報告の件

以　上

【ご注意事項】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
②連結計算書類の連結注記表
③計算書類の株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kokusaikk.co.jp/)に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防のため、本定時株主総会継続会におきましては、可能な限り当日のご出席をお控えください。
特に、ご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様、体調のすぐれない株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

◎**接触感染のリスクを低減させるため、本定時株主総会継続会におきましては、お土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

◎当日ご出席される場合は、感染拡大状況やご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎今後の状況により株主総会継続会の運営に大きな変更が生ずる場合及び添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(http://www.kokusaikk.co.jp/)

第51回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2020年６月29日開催の第51回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の会議の目的事項のうち、報告事項「第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件」（以下「第51期決算報告」といいます。）に関しまして、決算手続き、会計監査人監査報告の受領など所要の手続きを完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、子会社拠点における新型コロナウイルス感染拡大の影響により当社現地法人における決算手続き及び監査手続きに想定以上の時間を要したため、当社会計監査人の監査報告の受領が遅れ、決算発表も当初５月15日を予定しておりましたが、６月24日に変更となりました。

以上のことから、当社は、本総会において第51期決算報告のご報告を断念せざるを得ないものと判断いたしました。

これに伴い、当社は、本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第51期決算報告をご報告いたします。また、本継続会の日時及び場所の決定につきまして、取締役会にご一任願うことを（以下「本提案」といいます。）、本総会において株主の皆様にお諮りしたところ、本提案をご承認いただきましたので、当社は、本継続会開催のご案内を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく運びとなりました。

第51期の事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告は、本継続会開催のご案内に添付し、株主の皆様にご提供いたします。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

添付書類

第５１期　事 業 報 告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当連結会計年度	128億9千4百万円	20億4千1百万円	20億4千4百万円	15億2千5百万円
前連結会計年度	105億4千6百万円	6億3千7百万円	7億2千7百万円	3億4千2百万円
伸 長 率	22.3%	219.9%	181.0%	345.5%

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速懸念、中東や朝鮮半島における地政学的リスクの高まりなど世界経済の不確実性の影響を受ける中、国内経済において雇用・所得情勢の改善、個人消費や設備投資は緩やかな回復傾向が続いておりましたが、2020年１月以降、新型コロナウイルスの拡大による世界的な経済活動の停滞により景気の先行きが不透明な状況となりました。

当社グループが主力取引先としている中国及び東南アジアの自動車及びタイヤ業界の設備投資につきましては、当連結会計年度において、堅調に推移いたしました。また、国内自動車関連メーカーの設備投資につきましては、依然として低燃費エンジンや燃料電池・電気自動車等、環境や省エネに配慮した自動車部品に対する製造・研究開発分野への設備投資が続いております。

このような状況の下、当社グループは、生産ライン用の試験装置であるバランシングマシンとともに、引き続き研究開発用の電気サーボモータ式振動試験機の営業活動を、国内及びアジアを中心に積極的に展開しております。この結果、中国をはじめとするアジアのタイヤメーカー向けの生産ライン用タイヤ関連試験機や国内の自動車部品メーカー向けの電気サーボモータ式振動試験機等の受注を獲得いたしました。

売上高につきましては、アジアのタイヤメーカーを中心としたバランシングマシンの売上及び国内・中国向けの電気サーボモータ式振動試験機の売上が増加したため、前連結会計年度と比較して増加しております。

利益面につきましては、前連結会計年度に実施した役員報酬改定により役員報酬が増加したことや、売上高の増加に伴い製品保証引当金繰入額及び運賃が増加したものの、過年度にたな卸資産評価減を計上した電気サーボモータ式振動試験機を販売したことや、増収により売上総利益が増加したため、前連結会計年度と比較して大幅に増加しております。

受注高　　132億１千８百万円　（前連結会計年度比 16.2%減）

セグメントの状況は以下のとおりであります。

［国際計測器株式会社］

国内向け電気サーボモータ式振動試験機の出荷・検収が増加したことにより、全体として出荷・検収は増加いたしました。また、過年度にたな卸資産評価減を計上した電気サーボモータ式振動試験機を出荷・検収したことにより利益率が改善いたしました。

その結果、売上高は増加し、経常利益は前連結会計年度と比較して増加いたしました。

売上高　　105億９千３百万円　（前連結会計年度比24.1％増）

経常利益　　15億４千２百万円　（前連結会計年度比121.5％増）

［東伸工業株式会社］

原子力業界からのクリープ試験装置や腐食環境試験装置などの受注が増加したものの、材料試験機の出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、売上原価・販管費が減少したため、経常損失は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高　　３億１百万円　（前連結会計年度比4.3％減）

経常損失　　４千３百万円　（前連結会計年度は９千１百万円の損失）

［米国］

日系の大手自動車関連メーカーや米国の自動車部品メーカーへのバランシングマシンの出荷・検収が増加いたしました。

その結果、売上高は増加し、経常利益となりました。

売上高　　10億８千８百万円　（前連結会計年度比38.5％増）

経常利益　　７千３百万円　（前連結会計年度は５千万円の損失）

［韓国］

韓国大手自動車関連メーカーへのバランシングマシンやシャフト歪自動矯正機の出荷・検収が増加したものの、当社グループからの製造委託が減少し、電気サーボモータ式振動試験機の出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少したものの、経常利益は前連結会計年度と比較して増加いたしました。

売上高　　16億９千７百万円　（前連結会計年度比2.1％減）

経常利益　　３億２千７百万円　（前連結会計年度比10.7％増）

［中国］

中国国内のタイヤメーカーへのタイヤ関連試験機の出荷・検収が減少したものの、自動車部品メーカーへのバランシングマシン及びシャフト歪自動矯正機の出荷・検収は増加いたしました。

その結果、売上高は増加したものの、経常利益は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高　　６億３千３百万円　（前連結会計年度比3.6%増）

経常利益　　６千１百万円　（前連結会計年度比41.7%減）

当連結会計年度における部門別売上高及び受注高は、次のとおりであります。

区　　分	受　注　高 （百万円）	売　上　高 （百万円）	売上高構成比 （%）
バランシングマシン	7,153	6,999	54.3
電気サーボモータ式振動試験機	3,920	3,569	27.7
材料試験機	307	239	1.9
シャフト歪自動矯正機	703	961	7.5
その他	1,134	1,123	8.7
合　　計	13,218	12,894	100.0

当連結会計年度は、受注高で前連結会計年度比16.2%減、期末の受注残高は111億６千４百万円と約10.7ヶ月分（125億円前提）の生産量となっております。

売上高については、タイヤ複合試験機（ＵＢマシン）を中心とするタイヤ関連試験機の売上に占める割合が売上全体の44.2%となりました。

2.　設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は４億９百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要な設備

古河テクニカルセンターの建設

3.　資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別		第48期 2017年 3月期	第49期 2018年 3月期	第50期 2019年 3月期	第51期 (当連結会計年度) 2020年 3月期
売上高	百万円	11,088	11,481	10,546	12,894
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	547	867	342	1,525
1株当たり当期純利益	円	39.09	61.90	24.43	108.83
総資産	百万円	16,448	16,081	16,932	18,245
純資産	百万円	9,838	10,510	10,249	11,156

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年２月16日) を第50期から適用しており、第49期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループの主力ユーザーである自動車部品・タイヤメーカー及び電子・家電メーカーのアジア圏を中心とした地域への海外生産移管が、今後も継続することが予想され、さらに現地ユーザーからの受注も増加傾向にあります。

これにより海外メーカーや現地メーカーとの価格競争が激化し、当社グループの主力製品であるバランシングマシンを中心とした試験計測機も、その影響を受けております。

このような状況の下、当社グループは以下の課題につき対処していく所存であります。

(1) 生産体制

古河テクニカルセンターの本格稼働、受託試験の開始も近づいており、本格稼働後は本社第三工場の生産スペースの拡大により、研究開発用各種振動試験機等の生産能力の向上を見込んでおります。

また、各連結子会社の現地生産体制も整っており、今後もグループ全体としてコストダウンの相乗効果を上げるために、各社の生産管理部門及びエンジニアリング部門をさらに強化してまいります。

(2) 財務戦略

当社グループの海外売上高は、当連結会計年度において59.4%と高い比率になっております。このため、為替予約などの施策を行うことにより、為替相場の変動による業績への影響を極力抑えるよう努力いたします。

(3) 研究開発

当社グループは、これまでユーザーのニーズを的確に把握し、特に現場担当者の方々の声を反映させて新製品の開発を行ってまいりました。

既存事業の主力製品であるタイヤ関連試験機につきましては、生産ライン用タイヤバランサー及びユニフォーミティマシンの設計変更等によるコストダウン・精度向上を目指した研究開発を今後も継続して行ってまいります。

また、普通乗用車及びトラック・バス用「タイヤ摩耗試験機」を始めとした、タイヤの耐久性・グリップ力・転がり抵抗など、タイヤの基本性能・精度向上を目指した研究開発用各種試験機の研究開発を推進してまいります。

近年、自動車の自動運転化への流れが急速に進む中で、ＥＶモーターや車載用の各種コンピューターユニット等、自動運転を実現するための各製品に対して、今まで以上に高い信頼性（性能・耐久・安全）が求められる試験機需要が高まっております。

当社グループが今後の主力製品の柱として位置付けて研究開発を推進し、製品化に成功した「電気サーボモータ式振動試験機」及び「動電型３軸同時振動試験機」はユーザーから要求される性能試験に対応する製品シリーズとして高い評価をいただいております。

この試験機は、競合他社が製造している従来の油圧試験システムと比較して「環境・メンテナンス・省エネ等」の面で特に優れた性能を有しており、これまで多くの納入実績を積み重ねております。

今後さらに性能・精度・機能面の向上を目指して、新たな試験機需要に対応した研究開発活動を推進してまいります。

(4) 人材育成

今後予想される同業他社との競合により製品の価格低下圧力や生産増加・品質向上に対応するため、また、海外連結子会社における生産能力や品質の向上、現地ユーザーに対するメンテナンス等の対応能力をより一層高めるため、エンジニアの育成を重要な課題と位置付けております。

具体的な施策としては、従来より当社グループの現地スタッフに対する本社での技術研修、各連結子会社への積極的な技術指導を行っておりますが、今後も継続してグループ全体として人材育成に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容

・自動車業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
・タイヤ業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
・モーター及び回転機器を対象とする試験及び計測装置の製造販売
・各種自動検査装置の製造販売

品　　目

・動釣合試験機（バランシングマシン）
・生産ライン用タイヤバランサー
・タイヤユニフォーミティ／バランス複合試験機
・ロードホイールバランス／振れ測定機
・タイヤバランスウエイトアプライヤー
・シャフト歪自動矯正機
・巻線試験機
・生産ライン用モーター総合試験機
・ギヤーテスター（片歯面・両歯面）
・地震計測システム
・電気サーボモータ式振動試験機
・動電型振動試験機
・金属、新素材関係の材料試験装置

7. 主要拠点等 （2020年３月31日現在）

(1) 主要な営業拠点及び製造拠点

当社名称	拠点	所在地
本社営業部 ・本社工場	営業・製造	東京都多摩市
名古屋営業所	営業	愛知県名古屋市
大阪営業所	営業	大阪府豊中市
九州営業所	営業	福岡県北九州市
台湾支店	営業	台湾

子会社名称	拠点	所在地
東伸工業株式会社	営業・製造	東京都多摩市
KOKUSAI INC.	営業・製造	米国
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	営業・製造	韓国
高技国際計測器(上海)有限公司	営業・製造	中国
Thai Kokusai CO.,LTD.	営業	タイ

(2) 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	314名	７名減	45.4歳	13.6年

(注) 従業員数には、常勤嘱託を含みパート（２名）は含まれておりません。

8. 重要な親会社及び子会社の状況 （2020年３月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOKUSAI INC.	1,020千米ドル	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	17億ウォン	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOKUSAI Europe GmbH.	25千ユーロ	100.0%	試験・計測機器の販売、サービス
高技国際計測器(上海)有限公司	8,277千元	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
Thai Kokusai CO.,LTD.	4百万バーツ	49.0%	試験・計測機器の販売、サービス
東伸工業株式会社	54,000千円	100.0%	材料試験機の製造、販売、サービス

9. 主要な借入先及び借入額 （2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	744百万円
株式会社山梨中央銀行	355百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	99百万円
日本生命保険相互会社	70百万円
株式会社日本政策金融公庫	30百万円

（注） 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と貸出コミットメント契約を締結しております。
当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,489百万円
借入実行残高	0百万円
差引残高	1,489百万円

Ⅱ. 株式に関する事項 （2020年３月31日現在）

1. 発行可能株式総数 21,200,000株

2. 発行済株式の総数 14,015,379株（自己株式184,621株を除く。）

3. 当事業年度末の株主数 7,323名（前事業年度末比1,388名増）

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
松本繁興産株式会社	2,960,000	21.12
松本　繁	2,672,000	19.06
株式会社みずほ銀行	460,000	3.28
株式会社ＫＥＣ	330,000	2.35
国際計測器従業員持株会	302,200	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	216,400	1.54
クレディ・スイス証券株式会社	155,600	1.11
宮下　博至	150,000	1.07
西尾　美敏	148,000	1.06
松本　博司	140,000	1.00

（注） 当社は自己株式（184,621株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役に関する事項（2020年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松　本　　繁	松本繁興産株式会社代表取締役 KOKUSAI INC.代表取締役 孝感松林国際計測器有限公司董事 KOREA KOKUSAI CO.,LTD.代表取締役 高技国際計測器(上海)有限公司董事長 Thai Kokusai CO.,LTD.代表取締役
代表取締役社長	松　本　博　司	東伸工業株式会社代表取締役
取　締　役	田　代　和　義	技術本部長 東伸工業株式会社取締役副社長
取　締　役	松　本　進　一	管理本部長
取　締　役	村　内　一　宏	技術本部副本部長
取　締　役	鈴　木　三　郎	KOREA KOKUSAI CO.,LTD.取締役副社長
取　締　役	小　椋　一　雄	高技国際計測器(上海)有限公司総経理
取　締　役	石　倉　純　一	営業本部長
取　締　役	本　田　　功	株式会社三真取締役会長
常勤監査役	渡　會　賢　二	東伸工業株式会社監査役
監　査　役	細　田　法　男	税理士
監　査　役	斎　藤　一　彦	弁護士

（注）1.　取締役本田氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2.　監査役細田氏及び斎藤氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3.　監査役細田氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しております。
4.　監査役細田氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5.　当社は社外取締役本田氏、社外監査役細田氏及び社外監査役斎藤氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、責任の限度とする旨の契約を締結しております。
6.　社外取締役本田氏の兼職先である株式会社三真は、当社との間で仕入れに係る取引があります。

2.　取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　９名　　552,286千円（うち社外１名2,070千円）
監査役　３名　　14,880千円（うち社外２名4,140千円）

（注）1.　上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額29,970千円を支払っております。
2.　上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,480千円（取締役8,000千円、監査役480千円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	本田　功	当事業年度開催の取締役会において全18回中17回出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	細田法男	当事業年度開催の取締役会において全18回中18回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全15回中15回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	斎藤一彦	当事業年度開催の取締役会において全18回中17回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全15回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任監査法人　トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額）	43,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

Ⅴ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための企業行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

② 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。

③ 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規程（「社員倫理規程」）に従いその運用を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役または監査役からの閲覧の要請が可能となる場所に保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を新たに制定し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、当社は、職務権限規程を定め、取締役決裁、社長決裁等の権限を明確化し、社長決裁事項のうち、重要な事項については、経営会議（取締役及び役職者で構成）にて審議の上、執行決定を行う。

② 代表取締役は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。代表取締役は、その遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5)　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

④ 当社の子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他各会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

また、当社に準じた損失の危機の管理に関する体制を整える。

(b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、管理担当取締役の下、各部門が各々担当する子会社の管理を行い、業務執行に関する事項の報告を行う。子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。当社より派遣された監査役及び内部監査部門は子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社に報告する。

(6)　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。

(7)　前号の使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役会の同意を得なければならない。

(8)　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

(9)　子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

子会社の役職員は、職務の執行状況等について、当社監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に前８号９号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、企業活動に対する見識豊富な社外監査役の就任を確保し、社外監査役の代表取締役に対する独立性を保持し、的確な監査が行える体制を整える。

代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図るものとする。監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

当社は、監査役の要請に応じて、監査役が、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談することができる体制を確保する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。また、弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制とする。

上記の基本方針を「社員倫理規程」に記載し、業務運営の中で周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを、業務監査、監査役監査、コンプライアンス研修を通じて確認しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,254,279**	**流動負債**	**6,371,447**
現金及び預金	5,244,809	支払手形及び買掛金	2,299,059
受取手形及び売掛金	3,458,688	短期借入金	840,000
商品及び製品	606,279	1年内返済予定の長期借入金	225,624
仕掛品	3,004,584	未払法人税等	446,991
原材料及び貯蔵品	665,182	賞与引当金	116,621
未収還付法人税等	8,340	製品保証引当金	108,325
その他	271,560	前受金	1,957,757
貸倒引当金	△5,165	その他	377,067
固定資産	**4,991,529**	**固定負債**	**718,159**
有形固定資産	**2,909,583**	長期借入金	233,318
建物及び構築物	2,414,401	繰延税金負債	102,369
機械装置及び運搬具	219,197	役員退職慰労引当金	150,136
土地	1,300,815	退職給付に係る負債	220,148
リース資産	3,036	資産除去債務	12,186
建設仮勘定	367,448	**負債合計**	**7,089,606**
その他	299,575	（純資産の部）	
減価償却累計額	△1,694,890	**株主資本**	**10,965,533**
無形固定資産	**75,046**	**資本金**	**1,023,100**
その他	75,046	**資本剰余金**	**936,400**
投資その他の資産	**2,006,899**	**利益剰余金**	**9,157,068**
投資有価証券	393,028	**自己株式**	**△151,034**
長期貸付金	10,532	**その他の包括利益累計額**	**44,735**
繰延税金資産	10,358	その他有価証券評価差額金	233,582
保険積立金	1,267,695	為替換算調整勘定	△188,846
その他	444,952	**非支配株主持分**	**145,932**
貸倒引当金	△119,668	**純資産合計**	**11,156,202**
資産合計	**18,245,808**	**負債・純資産合計**	**18,245,808**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**12,894,844**
売上原価		**7,569,030**
売上総利益		**5,325,813**
販売費及び一般管理費		**3,284,606**
営業利益		**2,041,206**
営業外収益		
受取利息及び配当金	49,269	
貸倒引当金戻入額	25,238	
その他	21,361	95,869
営業外費用		
支払利息	10,177	
売上債権売却損	4,890	
為替差損	2,421	
支払手数料	4,231	
保険解約損	67,917	
その他	2,519	92,159
経常利益		**2,044,917**
税金等調整前当期純利益		**2,044,917**
法人税、住民税及び事業税	531,689	
法人税等調整額	△27,814	503,874
当期純利益		**1,541,042**
非支配株主に帰属する当期純利益		15,633
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,525,408**

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,625,408**	**流動負債**	**4,911,415**
現金及び預金	2,472,302	支払手形	8,105
受取手形	1,024,941	買掛金	2,176,583
売掛金	1,894,486	短期借入金	640,000
商品及び製品	605,988	1年内返済予定の長期借入金	225,624
仕掛品	1,907,104	未払金	140,203
原材料及び貯蔵品	511,048	未払費用	59,047
未収消費税等	164,647	未払法人税等	398,038
その他	45,149	前受金	956,550
貸倒引当金	△260	預り金	97,619
固定資産	**4,863,415**	賞与引当金	108,104
有形固定資産	**2,433,336**	製品保証引当金	99,883
建物	779,138	その他	1,656
構築物	3,812	**固定負債**	**586,085**
機械及び装置	7,031	長期借入金	233,318
車両運搬具	5,213	退職給付引当金	190,444
工具、器具及び備品	58,417	役員退職慰労引当金	150,136
土地	1,212,275	資産除去債務	12,186
建設仮勘定	367,448	**負債合計**	**5,497,500**
無形固定資産	**62,432**	(純資産の部)	
借地権	34,725	**株主資本**	**7,757,741**
ソフトウエア	25,360	**資本金**	**1,023,100**
その他	2,346	**資本剰余金**	**936,400**
投資その他の資産	**2,367,646**	資本準備金	936,400
投資有価証券	393,028	**利益剰余金**	**5,949,275**
関係会社株式	431,332	利益準備金	32,850
従業員に対する長期貸付金	4,637	その他利益剰余金	5,916,425
繰延税金資産	49,819	繰越利益剰余金	5,916,425
関係会社長期貸付金	600,000	**自己株式**	**△151,034**
投資不動産	215,753	**評価・換算差額等**	**233,582**
保険積立金	1,204,740	その他有価証券評価差額金	233,582
その他	188,003	**純資産合計**	**7,991,323**
貸倒引当金	△719,668		
資産合計	**13,488,824**	**負債・純資産合計**	**13,488,824**

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,573,804**
売上原価		**6,395,574**
売上総利益		**4,178,229**
販売費及び一般管理費		**2,549,690**
営業利益		**1,628,539**
営業外収益		
受取利息及び配当金	165,575	
受取家賃	25,440	
受取事務手数料	1,841	
貸倒引当金戻入額	24,854	
その他	10,435	228,147
営業外費用		
支払利息	8,218	
売上債権売却損	4,890	
為替差損	15,466	
支払手数料	4,231	
減価償却費	11,248	
保険解約損	67,917	
関係会社貸倒引当金繰入額	200,000	
その他	2,201	314,175
経常利益		**1,542,511**
税引前当期純利益		**1,542,511**
法人税、住民税及び事業税	475,267	
法人税等調整額	△25,312	449,955
当期純利益		**1,092,556**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月２３日

国際計測器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木浩之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤治郎　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、国際計測器株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際計測器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月２３日

国際計測器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木浩之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤治郎　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、国際計測器株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第51期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査役会は、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2.　監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月24日

国際計測器株式会社　監査役会
常勤監査役　渡　會　賢　二　㊞
社外監査役　細　田　法　男　㊞
社外監査役　斎　藤　一　彦　㊞

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月24日

国際計測器株式会社　監査役会

常勤監査役　渡　會　賢　二　㊞

社外監査役　細　田　法　男　㊞

社外監査役　斎　藤　一　彦　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市永山六丁目21番１号　当社　４階　会議室
電話　042―371―4211



バスご案内

■公共交通機関ご案内

京王永山駅・小田急永山駅
改札正面バスロータリー３番乗場

「永山五丁目行き」
→永山高校下車　徒歩７分

「京王多摩車庫行き」、「鶴川駅行き」
→永山高校下車　徒歩７分
南瓜生下車　徒歩５分

◎株主様へのお願い
新型コロナウイルス感染予防と株主様の安全確保の観点から、本年は送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

・総会当日は、弊社正面玄関前に駐車場（20台程度収容可能）をご用意しておりますが、収容台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関の利用をお願い申し上げます。

・タクシーにご乗車の場合は駅から10分程度で到着します。